

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

九戸村長

市町村名 (市町村コード)	九戸村 (35068)
地域名 (地域内農業集落名)	宇堂口地区 (瀬月内地区、宇堂口地区、泥ノ木地区)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年7月2日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・当地区は、農業者の高齢化が著しく、60後半～70代が主な担い手である。遊休農地の更なる増加が懸念されることから、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めなければならない。

・新規就農者を確保・育成しつつ、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・主要品目は、田においては、水稻やりんどうが主。また、畑においてはピーマン、花き、トマトが主な品目である。

地域コミュニティの活性化のため、地域内外から農地を利用する者を確保し、担い手への農地の集約化に配慮しつつ、農業を担う者への農地の再分配を進めることができるよう、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	250 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	集計中 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	集計中 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地等との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。ただし、山間部においては畑地等の農地が林地化しているため、非農地判定を進めつつ優良農地の確保に努める

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域全体で農地中間管理機構の活用を進めていく。貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に農地の集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
主な整備は予定していないが、今後利用しやすい農地とするため地域、村とともに協議を進めていきたい。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域の若年層や定年対象者等を将来の担い手候補として農業後継者の確保、育成に努める。また、地域内だけでなく、地域外の経営体を受入れ農地の維持に努めていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農業支援サービス事業者が無いため活用予定は無いが、事業者があった際には活用することも検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシやシカの被害が拡大しないよう防止柵の設置や人里と山との緩衝地帯を整備する。さらに、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制を構築する。
- ②堆肥の活用等、有機・減農薬による農法を進め、環境に配慮した作付体系を構築する。
- ⑦耕作放棄地が発生しないよう、地域全体で農地管理し景観維持に努める。
- ⑩基盤整備を行い、利用しやすい環境づくりを進める。